

外貨普通預金規定(銀行代理店用)

1. (外為法の遵守)

外貨普通預金(以下、「この預金」といいます。)は、日本における「外国為替及び外国貿易法」または同法に基づく命令規則等に従って取扱います。

2. (取引内容の通知)

この預金については、通帳および取引証の発行を省略し、月中の取引内容を「普通預金照合表」により翌月初に通知します。ただし、特に希望があるときは随時通知します。

3. (取扱店の範囲)

この預金は、本店のみで取扱います。

4. (預金口座への受入れ)

(1) この預金口座には次のものを受入れます。

①現金のほか本店を支払場所とする円貨建手形、小切手、配当金領収書等(以下、「証券類」といいます。)を対価として当社所定の為替相場により換算して売渡した外貨。

②本店を支払場所とする外貨建の証券類のうち、本店で決済を確認したもの。

③為替による振込金。

④他の自己名義の外貨預金勘定からの振替。

(2) 本店以外の場所を支払場所とする証券類は、取立てのうえ、決済を確認した後受入れます。この場合、特に費用を要するときは当社所定の手数料をいただきます。

(3) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。

(4) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

5. (外貨現金等による支払い)

外貨現金(または旅行小切手)による受入れまたは支払いは、お取り扱いできません。

6. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、払戻日の2営業日前の当社所定の時間までに提出してください。また、当社が必要と認めた場合には、本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。

(2) 同日に数件の払戻しをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを払戻すかは当社の任意とします。

(3) この預金を払戻すときは、預金者より別に申し出がなされ、当社が承諾しない限り、野村證券株式会社に開設されている預金者名義の証券取引口座にお支払いします。

7. (適用外国為替相場)

この預金の預入れまたは払戻しの際にこの預金の表示通貨と異なる通貨との交換を行う場合には、当社所定の外国為替相場により換算いたします。この場合、手数料をいただくことがあります。

8. (利息)

この預金の利息は、当社所定の利率および計算方法によって計算のうえ、毎年2月と8月の当社所定の日にこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更します。

9. (印章の紛失、届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって本店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相

外貨普通預金規定(銀行代理店用)

違ふものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

11. (譲渡、質入の禁止)

この預金は、当社の承諾なしに譲渡または質入れすることはできません。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、次条第1号に該当しない場合に取引いただくことができ、同号に該当する場合には、当社はこの預金取引をお断りするものとします。

13. (反社会的勢力ではないことの表明確約)

預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。

① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約します。

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E その他 A から D に準ずる行為

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当社所定の手続にもとづいて申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第11条に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

外貨普通預金規定(銀行代理店用)

- ④ 相続が開始した場合
 - ⑤ 日本国内に居住しないことが判明した場合
 - (3) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
 - (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、本店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
15. (通知等)
- 届出のあった氏名、名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
 - (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
17. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届け出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届け出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
 - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届け出てください。
 - (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
18. (米国税務当局への情報提供に係る同意)

外貨普通預金規定(銀行代理店用)

預金者は、預金者がアメリカ合衆国(以下、この条において「米国」といいます。)の税法上の米国人(米国における納税義務のある自然人/法人又はその他の組織、米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織、および、米国の Foreign Account Tax Compliance Act(外国口座税務コンプライアンス法)の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。))に該当する場合(その可能性があるとは判断される場合を含みます。)には、次の事項に同意するものとします。

- ① 当社が米国の税務当局に、預金者の情報(住所/所在地、氏名/名称、お預り資産の状況、取引履歴、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限ります。)を提供すること。
- ② 前号による預金者の情報の提供は米国の Foreign Account Tax Compliance Act(外国口座税務コンプライアンス法)および同法に関連する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、預金者の情報は米国の税務当局により税務執行の目的で利用されること

19. (準拠法、裁判管轄権)

この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

20. (規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上